

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	公務員の談合関与行為とその規則：入札 談合関与防止法の執行状況について
Author	和久井, 理子
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 60 巻 2 号, p.813- 780.
Issue Date	2014-01
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	大阪市立大学法学部創立六〇周年記念号 (上)
DOI	10.24544/ocu.20180117-053

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

公務員の談合関与行為とその規制

——入札談合関与防止法の執行状況について——

和 久 井 理 子

目 次

- 1 はじめに
- 2 入札談合関与防止法の概要
- 3 適用事例にみる発注機関職員による談合関与の状況
- 4 公取委による調査及び対応
- 5 発注機関における調査及び調査結果の公表
- 6 改善措置
- 7 損害賠償請求
- 8 懲戒処分等
- 9 おわりに

1 はじめに

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（入札談合関与防止法）は、入札談合に国・地方公共団体等の職員が関与することを禁じる法律である。この法律の通称である「官製談合防止法」という名前が示唆するように、公共調達を行う機関（発注機関）職員が事業者に談合を行わせることを防止するための法律として、2002年（平成14年）7月31日に議員立法により成立した（翌年1月6日施行）。2006年（平成18年）の改正を経て、現在では、国・地方公共団体等の職員が事業者に行わせ又は事業者らの行う談合を幫助する行為が入札談合関与行為として定められている¹⁾。

この法律には二つの柱がある。第一が、公正取引委員会（公取委）が入札談合関与行為があると認めた場合には、発注を行った国、地方公共団体の長等に対して改善措置要求を行い、この要求を受けた国等の長は談合関与行為についての調査を行い改善措置並び

1) 幫助行為は、平成18年改正により談合関与行為として追加された（現2条5項4号）。

に職員に対する損害賠償請求及び懲戒処分を行わなければならないとしたことである。第二が、談合関与行為を行った職員について刑事罰を定めたことである²⁾。

施行以来約10年の間に、入札談合関与行為があるとして公取委が国、地方公共団体の長等に対して改善措置要求ないし通知を行った事例は12件ある（以下これらを「12件」という。）。刑事規定については、毎年数件の適用例がみられる³⁾。

本法の下で、談合関与行為の実態や背景が詳細に明らかにされるようになった。本法の適用例が社会に存在する官製談合の特徴を示すものなのかどうかは分からないし、12件という件数は、一定の傾向を導き出すことができるほど多いわけではない。しかし、従来は、政治的スキャンダルとして社会的注目を集めた場合などを除けば官製談合の実態が明らかになることはなく、明らかになった場合にも報道機関による調査等により事件の断片が解明されるにすぎないことが多かったことを考えると、入札談合関与防止法の適用例は官製談合の実態を知り、規制の在り方を考える上で、なお貴重な情報源であるといえる。

本稿では、公取委による発注機関に対する要求及び通知並びにこれを受けて行われる発注機関における調査・措置に焦点をあてて、入札談合関与防止法の適用状況を検討し、発注機関の職員による入札談合への関与ならびに公取委及び発注機関による対応の現状について検討する。

2 入札談合関与防止法の概要

入札談合関与防止法は、国の政府機関、地方公共団体及び特定法人（国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人等）の職員（ただし、特定法人については役職員）が、職務に反して、談合を行わせ（2条5項1号）、受注者に関する意向を表明し（同2号）、発注に係る秘密情報を漏えいし（同3号）、その他入札談合等を幫助すること（入札参加者を指名することを含む）（同4号）のいずれかに

- 2) 刑罰規定は、平成18年の改正により導入された。本法の適用状況については、公正取引委員会事務総局「入札談合の防止に向けて（平成24年11月版）」にまとめられている。
- 3) 同一の行為が、入札談合等関与行為防止法違反罪及び競売入札妨害罪（刑法96条の3第1項）の両方に触れる場合がある。両者は観念的競合の関係にあるものとされる。法定刑は、前者が5年以下の懲役又は250万円以下の罰金であるのに対して、競売入札妨害罪が2年以下の懲役又は250万円以下の罰金である。入札談合等関与行為防止法違反罪は行為者が職員に限定されているのに対して、競売入札妨害罪はこのような限定がないところに違いがある。

該当する行為を行うことにより入札談合に関与することについて規定している（以下、これら行為を「談合関与行為」という。）。ここで「入札談合等」とは、入札等競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）による契約締結に関して、入札参加者が他の事業者と共同して落札価格を行うこと等により独禁法3条の規定に反することをさす。

公取委は、入札談合等の事件を調査した結果、談合関与行為があり、又は、あったと認められたときには、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者の長（以下これらを「各省各庁の長等」という。）に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる（3条1項・2項）。

公取委から改善措置を講じることを求められた各省各庁の長等は、調査を行い、調査により談合関与行為の存在等が明らかになれば次の措置をとる義務を負う。

改善措置を講じること（3条4項）。各省各庁の長等は、改善措置の内容を公取委に通知する義務を負い（3条6項）、通知を受けた公取委は、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対して意見を述べるができる（3条7項）。

談合関与行為を行った職員に対する損害賠償請求等（ただし、当該職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときに限る）（4条5項）。各省各庁の長等は、前記の公取委からの改善措置要求があったときには、損害の有無について調査しなければならない（4条1項）、損害が生じたことが明らかになれば職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額について調査しなければならない（4条2項）。その上で、職員に故意又は重過失があれば損害賠償請求を行う（4条5項）。

懲戒事由の調査及び公表（5条）

各省各庁の長等が行う調査については、上記のいずれの調査についても、結果の公表義務が課されている（2条6項、3条4項、4条4項）（損害賠償請求及び懲戒事由の調査結果の公表義務は、平成18年改正により導入されたものである。）。調査は、各省各庁の長等が指定する職員により行われる（6条1項）。調査に関して、各省各庁の長には調査の実効性を確保する義務（6条1項）、職員には調査協力義務が課されている（6条3項）。

入札談合に対して、公取委は、従来から独禁法に基づいて措置等をとってきた（独禁法3条、7条、7条の2等）。しかし、独禁法に基づく公取委の行政処分は、入札談合の文脈では、専ら受注側である事業者らに対して行われ、発注機関たる官公庁側に対しては行われない。独禁法では刑事罰が定められており（独禁法89条、95条）、これら規定は、事業者らと共謀の上入札談合を行った発注機関の職員や事業者の入札談合行為を

幫助した職員にも適用されてきた。しかしながら、これら規定の適用は、刑事罰であるという性質から悪性が著しい場合に限られてきた⁴⁾。そして、これらのことから、入札談合関与防止法制定までは、発注機関である国又は地方公共団体が入札談合を行わせ、幫助する行為に対する規制は不十分なものに留まってきた⁵⁾。

さらに、発注を行う国・地方公共団体としては、発注担当職員等の入札談合関与行為により損害を受けた場合には、民法709条等に基づいて職員に対して損害賠償請求を行うことが可能ではあった。しかし、実際に請求が行われたことは稀であった。

このような状況の中で、入札談合関与防止法は、公取委から発注機関たる官公庁に対して改善措置をとるよう要求することを法律により制度化し⁶⁾、さらに、この要求を受けた官公庁に対して調査を行いその結果を公表することを義務付け、職員に対する損害賠償請求及び懲戒処分についても規定することにより、官製談合規制を強化しようとするものであった。

3 適用事例にみる発注機関職員による談合関与の状況

(1) 適用の状況：概観

制定以来、公取委が、入札談合関与防止法に基づいて、発注を行った国、地方自治体の長等に対して、談合関与行為が行われているとして通知ないし改善措置要求を行った事件は12例ある（本稿末一覧参照）。以下では、これら事件についての公取委及び発注機関による公表資料に基づいて⁷⁾、談合関与行為がいかに行われているのかについて検討する。

-
- 4) 公取委「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」（平成17年10月7日、平成21年10月23日改正）。
 - 5) 入札談合関与防止法制定前にも、公取委では、発注機関である官公庁の側が談合に関与していた事実が明らかになれば、発注機関に対して再発防止のための要請を行うことがあったが、この要請は、明文の法令による裏付けをもたない事実上のものにとどまっていた。
 - 6) 林 義郎ほか『詳解入札談合等関与行為防止法』41—42頁（ぎょうせい、平成14年）。
 - 7) 以下、(1)ないし(4)の説明は、特に断りがない限り、各事件における公取委・排除措置命令、勧告審決、審判審決（いずれも事業者宛に宛てられたもの）、公取委による報道発表文（談合関与行為が行われたことから発注機関に対して改善措置要求を行ったことなどを説明したもの）、発注機関たる省庁、自治体等において公表された調査報告書、判決等（本稿末参照）に基づく。ただし、調査報告書公表制度の意義を確認するために、調査報告書により明らかとなった事実については、特にその旨を明記している。

12件中10件が、建設・土木工事の入札に関わる案件である。1件は、公用車管理業務、もう1件は什器の調達にかかる入札の事例である。

12件中、中央官庁の職員が関与した事例が5件（うち、3件が国土交通省）、地方自治体の職員が関与した事例が5件（うち県が1件、市が4件）、公団等特定法人の職員が関与した事例が2件である。

12件中1件（新潟市事件）では、市会議員が談合関与行為（秘密情報の教示等）に関わっていたことが、1件（水門事件）では、参議院選挙の協力を得るべく談合関与行為が行われたことが判明している。

（2）入札の態様

政府機関が競争により相手方を選定する方法には、一般競争入札、指名競争入札、指名見積り合わせによる選定する方法などがある。これらのうちでは、予め入札に参加する者を限定する指名競争入札において談合が起こりやすいとされてきた。もっとも、一般競争入札においても入札談合が行われることはある⁸⁾。

12件中2件では、指名競争入札による発注が行われ（岩見沢市、青森市事件）、1件では指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注が行われ（緑資源機構事件）、2件では一般競争入札により発注が行われ（航空自衛隊、四国地整事件）、4件では指名競争入札と一般競争入札のいずれにおいても違反行為者及び行為態様を同じくする入札談合が行われ（新潟市、水門、防衛施設庁、公用車事件）、1件では一部工事について一般競争入札及び指名競争入札、一部工事について専ら指名競争入札により発注が行われる工事について参加者及び態様を異にする入札談合と談合関与行為が行われていた（茨城県事件）。

（3）入札談合を行った事業者らの特性

談合関与行為は、入札に参加する者が限られており、参加者相互の接触が頻繁であって、発注担当機関と事業者らが産業保護育成等の施策を実施する上で密接な関係を保っている場合に行われやすいと考えられる。発注機関のOBが受注側企業に在籍すること、談合関与行為を誘発しそうである。

① 地理的近接性

12件中8件が自治体及び国土交通省地方整備局が発注機関であった事例であり、この

8) 一般競争入札が他の入札方式に比べて競争的になるとは限らない。楠 茂樹『公共調達と競争政策』76頁以下（上智大学出版、2012年）参照。

うち5件の事例においては、発注担当機関が所在し管轄する地域内で事業を営む事業者らが独禁法違反行為者の大半を占めた。たとえば、四国地整事件では、土佐国道事務所発注分については違反事業者31社中31社、高知河川国道事務所発注分については27社中27社が、高知県に本店をおく事業者、青森市事件では違反事業者34名中34社が青森市に本店をおく事業者、茨城県事件では違反事業者のべ86社中86社が茨城県に本店をおく事業者であった。また、岩見沢市事件では、一部の工事（一般土木・造園工事、管工事、電気工事、建築工事）については違反事業者の全部ないしほとんどが岩見沢市に本店をおく事業者だった。新潟市事件では、下水道管きょ開削工事については違反行為を行った59社の全社が新潟市に本店をおく事業者であり、建築一式工事及び下水道管きょ推進工事については新潟市内に事業者が違反行為者のうちの相当な割合を占めていた。

さらになかでも岩見沢市事件では地元を拠点とする事業者団体が意向とりまとめや情報伝達を行っていた。新潟市事件では、新潟に本店をおき新潟市において「御三家」と呼ばれる事業者が事業者らが落札予定者を決定する際の調整役をつとめており、市建設業協会において調整のための会合が行われていた。

② OB の在籍

12件中6件で、受注側事業者として独禁法違反行為を行った事業者が発注機関のOBが在籍していたことが判明している（新潟市、日本道路公団、防衛施設庁、緑資源機構、公用車、航空自衛隊事件）。とりわけ、防衛施設庁事件では、違反行為者60社中56社にOBが在籍していた。

（4）談合関与行為の態様

入札談合関与防止法では、談合関与行為として4つの類型を定めている（2条5項、本稿1参照）。このうち、談合を行わせる行為（2条5項1号）⁹⁾は、談合関与行為の態様というよりも、主導したかどうかという観点から2号以下の行為と区別されるものであり、実際の執行においても1号は、とりわけ2号（契約の相手方となるべき者の指名）と同時に適用されることが多い。そこで、以下では、2号以下の分類に従って、従来の事例にみられる談合関与行為の内容を整理することとする。あわせて、証拠隠滅行為またはこれに類似する行為が行われた事例についても述べる。

① 落札者の指名（2条5項2号）

岩見沢市事件では、発注を担当する市職員が、同市幹部の承認又は示唆の下に、落札

9) 本号が適用された事件は、12件中7件である。

予定者を選び、落札予定者の名称及び設計金額概数等を、連絡役をつとめる業界団体役員に教示した。教示を受けた役員は、落札予定者に対して、落札予定者として選定されたことと設計金額の概数を伝えた（2条5項1号、2号及び3号該当行為が行われたとされた）。指名入札に参加する事業者らは、合意に基づき、落札予定者として教示された者が受注できるようにした。

水門事件では、発注を担当する国土交通省職員が、直接又はOBを通じて間接に、落札予定者についての意向を、中心的役割を担う業者（「世話役」と呼ばれていた。石川島播磨重工業株式会社、三菱重工業株式会社及び日立造船株式会社が2年ずつ交代で務めた。）に示した（2号に該当）。一定種類の工事については、OBが事業者側から示された割付案を承認して「お墨付き」を与えていた（調査報告書）。受注予定者の割振りには、事業者間の受注バランスをはかることできるように、事業者の工事に対する希望、施工能力、過去の受注実績、事業者ごとの営業活動などをも参考としつつ行われていた（調査報告書）。

防衛施設庁事件では、発注担当職員が、OBの在籍状況、過去に受注した工事との継続性、関連性、事業者が受注意欲等を勘案して、落札予定者を予め割り振り、この結果を防衛施設庁OBを通じて発注機関の側で連絡役を努める者（鹿島建設株式会社、大成建設株式会社及び株式会社大林組の役員又は従業員）に伝達するとともに、落札予定者が確実に落札できるように、発注担当職員に指示して、落札予定者が入札において指名されるようにするなどした（1号、2号及び4号を適用）。受注者側の事業者らは、合意に基づいて、落札予定者として選定された者が受注できるようにした。割振りは、一部工事については業界のOBを通じて業界の意向を確認した上で行われていた（調査報告書）。職員らは、多数の再就職先を確保しなければならない人事管理慣行、とりわけ上位の退職者がいないと昇任が制限される状況の中で、組織若返りのために早期退職の勧奨を行っていたことを背景として再就職先の確保及び再就職先でのOBへの配慮を目的として関与行為を行った（調査報告書）。

緑資源機構事件では、発注担当職員が緑資源機構の役員の承認を得て落札予定者を決定して、これを事業者側に伝えていた（1号及び2号を適用）。受注者側の事業者らは、合意に基づき、落札予定者として伝えられた者が受注できるようにした。緑資源機構役員（理事）及び職員は、受注側事業者の希望を加味し、各事業者の前年度における受注総額を維持できるよう配慮しつつ落札予定者を割り振った（調査報告書）。この割振りは、もともと、発注機関（当時は緑資源公団）元理事で当時事業者団体（特定森林地域協議会）副会長であった者から求められて始められたものであり、この際、この元理事

は、発注機関及び関係機関（林野庁）OB を多数在籍させている事業者 3 社については退職先の受入先を確保するために、また従来から発注機関の要請によく応える事業者については建設部から同事業者に受注させたいとの要請があったことから、これら計 4 社に優先的に割り振るよう指示していた（調査報告書）。関与行為が行われた期間の前後を含む 5 年間に於いて、これら 4 社は、受注額及び件数のいずれでみても談合が行われた役務に関して発注機関が発注する業務の過半を受注していた（調査報告書）。

札幌市事件では、発注を担当する市職員が、落札予定者についての意向を落札予定者に示した（1号及び2号を適用）。受注側の事業者らは、落札予定者として意向を示された者が受注できるようにした。

航空自衛隊事件では、発注担当職員が、事業者別調達目標を設定して目標が達成されるように指示等を行うとともに、納入させたいと考える事業者（納入予定メーカー）についての意向を示して入札参加業者に入札談合を行わせた（3号を適用）。発注担当者は、このために、納入予定メーカーに入札仕様書に添付される品目リスト原案を作成させた。原案を作成する事業者は、自社製品が一番安くなるように品目を並べてリストを作成し、この結果、納入予定メーカーでありリスト原案作成をした事業者の製品が最も安いということで予定通り落札をしていた。受注者側の事業者らは、合意に基づき、納入予定メーカーが受注できるようにしていた。受注予定者の決定は、OB が在籍する規模の大きな会社を「A」、短期間で納入するなど無理な予算執行を使える「使い勝手の良い会社」（「しがみ会社」と呼ばれていた。）を「B」などとして区分した上で、年度ごとに会社契約配分目標額を記した一覧表を作成し、当該一覧表に記載された目標額が達成されるよう調達が行われるように行われていた（調査報告書）。配分目標額は、複数年の契約実績を加味して契約実績が大きく変動することがないように設定されていた。もっとも、新たに OB を入れた事業者に対して、調達目標額を前年度比で 80% 増額したことがあった（調査報告書）。

茨城県事件では、下記 の行為が行われたほか、土木一式工事について、発注担当者が、落札予定者を決定して、落札予定者の意向を社団法人茨城県建設業協会境支部支部長に伝達した。この支部長は直接又は間接に受注側の事業者らに落札予定者の意向を伝え、事業者らは、合意に基づき、落札予定者として伝達された者が受注できるようにした。

② 秘密情報の提供（2条5項3号）

新潟市事件では、事業者らが落札予定者を決定しており、発注に関わる市職員は、落札予定者からの求めに応じて、建設工事の設計金額を当該落札予定者に対して教示し

た。設計金額を知れば予定価格を算出することができ、落札予定者は、教示された予定価格を基にするなどして自らの入札価格を決めていた。この他、指名委員会資料、予算関係資料等も、OB 及び市会議員を通じて、業者に流布されていた。他の入札参加者は、合意に基づき、落札予定者が受注できるようにした。落札予定者の調整・決定は、信濃川を挟んで市を東地区と西地区に分けて、それぞれにある調整役及び連絡役が中心となって調整等を行うことにより実施されていた（調査報告書）。実施落札予定者の決定は、受注を希望する事業者が「調整役」に対してその旨を表明し、複数希望があった場合には工事が行われる地区の業者であるかどうかや、受注実績等を勘案した上で調整役の助言又は希望者間の話し合いにより決定する方法で行われていた。調整役には、新潟市で御三家と呼ばれる新潟市に本店をおく事業者3社と工事種別によってはこれにゼネコン1社等を加えた事業者らの営業担当者らが就いていた。市が指名入札に参加する業者の指名にあたっては新潟市を東地区、西地区に分けそれぞれの地区内の業者の中から業者の指名を行っていたことと、指名を受けた業者のすべてが契約課職員により事実上公表されていたことから、談合は行いやすい状況にあった（調査報告書）。

公用車事件では、発注を担当する国土交通省（北海道開発局）職員が、毎年、指名競争入札においてどの業者が指名されるか、又は、どの事務所が指名入札の実施を予定しているかを、これら情報が公表される前に、北協連絡車管理株式会社（以下「北協連絡車管理」という。）社長に対して教示した。北協連絡車管理は、従来から開発局職員の非常勤職員を多数採用してきた会社であり、同社社長及び専務も旧北海道庁北海道開発局のOBであった。北協連絡車管理は、教示された情報を利用して、他の事業者2社と共同して北協連絡車管理の専務が選定した者が受注できるようにしていた。

四国地整事件では、総合評価落札方式によって発注する工事について、ミタニ建設工業株式会社（以下「ミタニ建設」という。）代表取締役社長の求めに応じて、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の情報を、これら情報が公表される前に、上記役員に対して教示した。ミタニ建設は、受注側の事業者の1社であり、同社社長は、高知県内のみならず四国全体でリーダー的地位にあるとみられていた。受注側の事業者らは、合意に基づき、ミタニ建設、入交建設株式会社及び株式会社轟組の3社が指定した者を受注予定者とし、事業者らは受注予定者が落札できるよう協力した。

③ その他入札談合を助長する行為（2条5項3号）

日本道路公団事件では、受注者会社に在籍する日本道路公団OBが落札予定者を示す予定表（割付表）を作成し、作成者は日本道路公団理事に対して割付表を提示することにより、道路公団役員からの承認及び「お墨付き」を与える行為、上記日本道

路公団理事が、上記 OB からの要請を受けて、発注担当部局に指示して一括で発注される予定であった工事を分割して発注させる行為、日本道路公団理事が、上記 OB からの要請を受けて、発注担当部局に指示して工事発注基準を15億円から10億円に下げさせる行為、上記 OB からの要請を受けて、同 OB らに対して、発注される工事の工事名、工事内容、発注予定時期等にかかる情報を教示する行為が行われていた。これらのうち、の行為は、上記 OB が行う落札予定者の選定を容易にするものであった。受注側の事業者らは、合意に基づいて上記割付表に従って受注が行われるようにした。

青森市事件では、青森市特別理事（自治体経営監）であり青森市副市長である者が、特定の事業者の役員の提示したとおりの指名業者の組み合わせが実現されるように、発注担当者をして指名入札における事業者の指名を行わせていた。受注側の事業者らは、合意に基づき、受注予定者を決定して、その者が受注できるようにした。

茨城県事件では、上記の行為が行われたほか、指名競争入札の方法により発注する舗装工事について、受注者側である事業者らが受注予定者を予め選び、発注を担当する県職員らは、事業者が選んだ事業者がそのとおり受注できるように発注工事の選定及び指名入札における事業者の指名を行わせていた。

⑤ 隠蔽、証拠隠滅、口裏合わせ等

談合関与行為を行ったことの実事やこれを示す証拠を隠蔽ないし隠滅する行為については、入札談合関与防止法には明文の規定がないが、発注機関が公表する調査報告書等から、これら行為が行われたことが明らかになることがある¹⁰⁾。

日本道路公団事件では、公取委調査及び検察の捜査開始後に、発注機関内部において、証拠書類（割付表）の廃棄が行われた。また、副総裁から担当課長らに対する口止めをおおす内容の発言が行われた。

航空自衛隊事件では、発注担当職員が受注側企業に対して、防衛監察本部から防衛監察を受けていること及び公取委への通報が行われることになったことについて情報伝達が行われた。また、仕様書添付書を受注側事業者に作成させるという談合関与行為がなかったことにしてほしい旨の口裏合わせの要請が行われた。

防衛施設庁事件では、談合情報を3度受けていながら、談合関与行為を行った者らが、発注機関の談合情報対応マニュアルに沿って措置すべき談合情報に当たるものとしては採り扱わないこととしたことがあった。

新潟市事件では、談合情報が寄せられたために、指名業者を集めて談合をしているか否かの聞取調査を市が行ったが、指名業者が談合していることを認めたことはなく、こ

10) 以下、の説明は、各事件について発注機関が公表した調査報告書に基づく。

のために市は予定通り入札を再開していた。このように処理されたほとんどの事例で、談合情報で本命業者として通報された者が実際に落札をしていた。

(5) 契 機

発注機関における調査では、談合関与行為が開始された契機及びそれが継続された背景の解明が行われている¹¹⁾。防衛施設庁事件のように開始されてから長い時間が経つために理由が分からない場合がある上に、解明されるのは談合関与行為にあたると判断された行為についてであって、態様を異にする過去の談合関与行為はもし行われていたとしても調査対象とされないという限界はあるものの、入札談合関与防止法の下で、契機等について相当程度の解明が行われるようになってきているといえる。

これら調査結果によれば、公共調達・入札制度の改変を契機として談合関与行為が開始された事例が相当数ある。また、公共調達・入札に関するトラブルを契機として開始された事例が数件みられる。

① 公共調達・入札制度の変更

緑資源機構事件及び公用車事件では、従来は随意契約により OB が在籍する事業者を選んで契約を行うことが可能であったところ、指名競争入札制度の導入によりそのような体制を維持できなくなることにに対する対応策として、談合関与行為が行われるようになった。談合関与行為が行われるようになる過程において、緑資源機構事件では OB からの要請がなされていた。公用車事件では、OB を雇用する事業者は、指名競争入札が導入されれば当該事業者には在籍する OB の雇用及び雇用条件の維持は困難になるとの申し入れを発注担当者に対して行い、指名競争入札制度が導入された後には実際に OB を解雇していた。

航空自衛隊事件では、随意契約方式により OB 在籍状況などに配慮しつつ契約相手先を選んできたところ、競争入札制度の導入により同じ方式で契約を配分することができなくなったことから、競争入札に使用する仕様書添付書を利用して一定の会社が受注できるようにすることを中心とする談合関与行為が行われるようになった。

四国地整事件では、総合評価制度の導入を受けて、事業者側の取りまとめ役をしてきた事業者（ミタニ建設）からの要望に応じて、総合評価点等の教示が行われるようになった。

11) 以下、(5)ないし(7)の説明は、各事件について発注機関が公表した調査報告書（本稿末参照）に基づく。

② 入札制度を実施する上で生じたトラブルとその解消

茨城県事件（土木一式工事）では、地元の事業者団体の会員と非会員との間で指名競争入札への参加や受注をめぐるトラブルや争いが生じ、不平不満が発注業務に関わる職員に向けられるようになる中で、トラブルを回避し、団体会員の一定の安定的な受注機会を確保するための調整策として、受注予定者にかかる意向の伝達が行われるようになった。

青森市事件では、談合情報が頻繁に寄せられており、低入札による受注競争等が懸念される中で、業界側から指名業者を3グループに分け、そのグループの者を指名するようにすれば談合情報が出なくなるといった提案があった。これを受けて、市は、3グループによる指名を行うようになった。

③ リーダー企業の影響力維持

日本道路公団事件及び水門事件においては、談合を取りまとめる1ないし複数の受注側の取りまとめ役が、他の有力な受注側事業者に対して主導的地位ないし抑制力を維持できるようにする必要性が生じ、受注者側事業者らの要請にこたえて、発注機関側の役職員による入札談合関与行為——取りまとめ役事業者の受注調整案を支持し裏書きする（権威付けをする）という談合関与行為——が開始された。

（6）継続性、常習性

談合関与行為の存在が認められた事件のほとんどにおいて、談合関与行為は3年以上続けられ、実行に3つ以上の職位の者が関わっている。一度開始され、組織的に行われるようになると、組織的に行われていること自体が、個々の職員にとって談合関与行為を継続する理由となることがあるようである。

たとえば、数例においては、発注担当部局において談合に関与することが常態化し、昇進や円滑な業務遂行のために担当者は談合に関与することが求められるようになっていたことが認められる（後記⁽⁷⁾ 参照）。

また、なかでも、四国地整事件では、職員は、かつて同じ発注業務を担当し出世して上司となった者との良好な関係を保つために談合関与行為を行わざるを得なかったという趣旨のことを述べている。緑資源機構事件では、職員は、役員及び有力な職員が関与行為を行っていたために自らも関与行為を行わざるを得なかったと述べている。

さらに、新潟市事件では、「業者人事」、「業界人事」と呼ばれる人事慣行、すなわち業者に厳しい対応をする職員が左遷され、業者に寛大、有利な扱いをする職員が重要なポストに就き、昇進が早いという人事が行われているという認識が職員の間にあること

に加えて、市会議員が職員人事に相当な影響力を行使しているとみられている中で市会議員による入札談合を幫助、促進する行為や職員に対する働きかけが行われており、職員の一部は談合関与行為を行わなければ不利な扱いを受けると考えていた。

(7) 個人的・組織的利益の追及

① 再就職先の確保

5件の事件では、談合関与行為の態様及び契機からみて、自己又は同僚の再就職先を確保することが談合関与行為の主たる目的であったとみられる（日本道路公団、防衛施設庁、緑資源機構、公用車、航空自衛隊事件）。

新潟市事件については、勤奨退職制度があり、課長、部長、局長を経験して定年1、2年前で退職する者に対して市が民間企業への再就職を紹介していた。なかでも入札談合が行われた工事の発注部門である都市整備局の局長、部長経験者は、その殆どがコンサルタント会社や建設会社に就職していた。このような民間企業によるOBの受入れについて、市は、幹部人事のローテーションを進める上でも市にとって好都合であると考えていた。民間企業に就職したOBの多くは、就職後、市発注工事についての営業活動その他の理由で市役所への出入りを行っており、月1～2回から週2～3回の頻度で、発注担当部局を訪問して毎回15分から30分程度、部長、課長、補佐と話をしていた。市も出入りを禁じていなかった。これらOBの一部が、秘密情報の教示を求め、職員は求めに行って情報を教示していた。調査報告書では、市の紹介による再就職への常態化が、談合を排除する意識の希薄化を招き、談合を強化したことが指摘された。

② 金銭等の授受

受注側の事業者から金銭的見返りを受けていた事例は、公表資料による限りは、12件の中には存在しない。

参議院議員選挙の協力の観点から事前の受注予定者の決定に介入し関与したとみられた事例はある（水門事件）。

四国地整事件では、果物等の贈答品を受け取る行為が行われていたことが明らかとなっている（調査報告書）。

③ 昇進、保身等

四国地整事件では、昇進又は高い評価を得ることが動機として挙げられた。調査報告書によれば、職員は、職務を円満に遂行して次期に高いポストを得るため又は職員として高い評価を得るためには、非違行為を明らかにし現場を荒立てて評判を落としたり、高いポストに就いている前任者との関係を悪化させたりすることは得策でないと考えて、

談合関与行為を行った。事業者側もこの構造を理解していた模様であり、事業者は、整備局事務所に所属する発注担当者に対して情報漏えいをしなければ前任者のいる整備局本局に言うなどと言って情報漏えいを促していた。

茨城県事件では、事業者間で指名競争入札の参加や受注をめぐる争いがあり、職員として業務を円滑かつ円満に遂行しトラブルを回避するために、安定的な受注機会を確保するための調整策として落札予定者を事前に決定するようになった。

このほか、職員が自己の職場内の地位を守ること等が背景にあった事例に緑資源機構事件、新潟市事件がある（上記⑥参照）。

④ 業務執行上の「貸し借り」関係

発注機関と受注側の事業者らの間に、発注の対象たる役務・物品以外の役務（災害対策等）について「貸し借り」があり、特に発注機関側に「借り」があることが談合関与行為の背景になっていることがある。

四国地整事件では、職員は、自然災害が多い地域であり、災害緊急対応を円滑に行うためには、地域の建設業者のとの良好な関係や、それら事業者に対して指導、要請を行っている関係を維持しておく必要があると考えており、このためもあって事業者からの求めに応じて情報漏えいを行った。

茨城県（舗装工事）事件では、事業者らが道路障害物除去等をボランティアで行っており、職員はこれら事業者らに世話になっているとの「負い目」があったことが談合関与行為が行われた一つの背景であることが明らかにされた。

新潟市事件では、下水道普及率が低い中で高い普及率を設定したことと、集中豪雨による自然災害発生対策の必要が生じたために、10年近くの間予算が毎年増え、工事額が飛躍的に増加し、これに伴い、発注担当課（下水道建設課）職員の業務量も飛躍的に増えていた。この中で、職員は、増加した工事を発注年度内に完成させるには業者の協力が必要と考え、業者との関係を良好に保つためにも設計価格の教示などが組織的に行われるようになっていた。

航空自衛隊事件では、予算を年度内に消化しようという発注機関側の意向が談合関与行為の背景にあった。航空自衛隊では、予算執行の残分の大半が集中する第四・四半期に計画外予算として一般市販品等の調達を行っていた。計画外予算を使い切るためには、事業者が短期間で納入する必要があり、過去には、こうしたニーズにこたえる事業者に対して随意契約での発注を行っていた。競争入札の導入に伴い、短期間納入を含む無理な執行に応じ予算の年度内消化に協力してきた事業者に対する発注額が急激に減少しないようにするという考慮などから、受注予定者を予め決めるという談合関与行為が行わ

れるようになった。

(8) 品質確保等

品質確保や技術水準の維持をはじめとする公的要請への配慮が、談合関与行為の背景であることがある。

水門事件では、関与した OB は、受注側事業者らが、受注を得ようとして価格面を重視して、技術面での競争を怠りがちになることを危惧し、事業者が技術を維持できるように、事業者から示された割付案を承認することで事業者らが継続的に工事を行えるようにしたと談合への関与の理由を説明した。

緑資源機構事件では、専門的な事業者を育成する必要性と、信用確実な業者に委託することにより結果的には安くて立派な成果品が得られるとの見方を調査の過程で述べる職員があった。

茨城県事件では、談合関与行為を行った動機として、高い品質の工事を確保するために、低価格入札や低い落札率での叩き合いを防ぎたかったことが挙げられた。さらに一部工事（土木一式工事）については、職員の中には、受注予定者を予め決定することにより、施行業者の能力、実績、評価、事務所所在地を十分に考慮して、必要な工事品質を達成することができる工事業者に工事を行わせることができたという趣旨のことを述べる者があった。

岩見沢市事件では、談合関与行為は、専ら地場業者が安定的に発展するよう受注を平準化するという意図により行われたとされた。

新潟市事件では、中小零細業者の保護育成及び地元業者育成が市政の重要政策とされる中で、業者が持参する見積書を発注担当職員が見て、見積価格が高いか低いかについてアドバイスを与えることが上記の政策に合致するものとみられ、慣行として行われていた。

4 公取委による調査及び対応

(1) 事件の端緒（公取委に対する通報等）

事業者は、公取委に対して自らが関与した独禁法違反行為について報告し、公取委の調査に協力すれば、課徴金の減免を受けることができることがある（独禁法7条の2第10項以下）。とりわけ、公取委の調査開始日前に違反行為について公取委への報告を行った事業者のうち報告順位が第1位である事業者は、課徴金の納付を完全に免除される。このようにして課徴金の減免を受けた事業者については、事業者が希望すれば、そ

の名前が公取委のホームページにおいて公表される。

上記ホームページ上の公表情報から、官製談合防止事件においても公取委への報告を行い課徴金の減免を受けた事業者が相当数あること（水門、札幌市、公用車、青森市、四国地整事件）、なかでも数件においては公取委の調査開始前に公取委への報告を行った事業者があること（水門事件では三菱重工業株式会社、札幌市事件では株式会社東芝、航空自衛隊事件ではコクヨファニチャー株式会社、四国地整事件では株式会社清水新星）が分かる。

これらのうち、三菱重工業株式会社による水門事件にかかる課徴金免除申請については、道路公団事件において同社が入札談合を行ったとして公取委立入調査（平成16年10月）及び検察庁による起訴（平成17年）を受けた後に、社内において官公需事業における談合行為の有無に関する総点検を実施したところ、水門事件を含む2件の入札談合への参加が明らかになり、両事件について課徴金減免申請制度を利用して申請を行ったことが知られている（三菱重工業株式会社公共工事ビジネスプロセス検証・提言委員会「調査報告・提言書」平成23年3月18日）。

発注者側の観察により端緒が得られたこともある。航空自衛隊事件では、防衛監察本部が入札談合防止を対象項目のひとつとして実施した監察の結果、航空自衛隊において物品調達を担当する第一補給処が調達した物品の調達に不自然な入札状況があることが判明し、防衛省から公取委に対する談合情報の通報が行われた¹²⁾。もっとも、この通報時には、第一補給処の職員の間での事実についての言及はなかった¹³⁾。

（2）発注機関に対する改善措置要求

入札談合関与防止法に規定される談合関与行為は、独禁法3条後段（事業者による不当な取引制限）または8条1号（事業者団体による競争の実質的制限）のいずれかがあるときに限って、その存在が認められる。つまり、事業者による独禁法違反行為がなければ、職員による談合関与行為はない。

公取委から改善措置要求が出された事例のいずれもが、受注者たる事業者の間で独禁法3条後段（不当な取引制限）に該当する行為が行われているとして事業者に対する排除措置命令が出された事件である¹⁴⁾。公取委は、事業者に対して排除措置命令を出す

12) 会計検査院「平成22年度決算検査報告」。

13) 大胡 勝ほか事件解説・公正取引719号90頁（2010）。

14) 事業者らが事業者団体を通じて競争制限行為を行っている場合であって、事業者らが競争を制限しているという評価も、事業者団体が競争を制限しているという。

のにあわせて、発注機関に対する改善措置要求ないし通知を行っている¹⁵⁾。改善措置ないし通知を行ったことを、公取委は事件についての報道発表資料において公表している。公取委は、談合関与行為があったことを会計検査院に対しても通知している。

(3) 退職者に関する要請

入札談合関与防止法に規定されているのは、職員の談合関与行為についてであり、同法に基づく改善措置要求は入札等により相手方を選定した各省各庁の長に対して行われる。しかし、公取委では、入札談合関与防止法に規定がない事項等について——なかでも退職者の談合への関与について——も要請を行うことがある。

たとえば、水門事件においては、国土交通省を既に退職した職員（OB）が落札予定者の意向を示し、現役職員から示された意向を伝達するなどの行為を行っており、かつ、これら OB は国土交通省が所管する公益法人に勤務していた。そこで、公取委は、国土交通省に対して、国土交通省職員が退職後に問題の行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を採ることと、退職 OB の勤務する公益法人に対して、公益法人の役員及び職員が問題となる行為と同様の行為を行うことがないよう適切な指導を行うこと等を要請した。また、公用車事件においては、国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、受注者側企業に勤務し、現役職員から指名することが予定されている事業者の名称を聞くなど、入札談合に関与する行為を行っており、公取委は、国土交通省に対して、国土交通省の職員が退職後にかかる行為をすることがないようにするための必要な措置を採ることを要請した。

(4) 調査の要請

公取委では、談合関与行為があるとの認定はできないものの、談合関与行為の存在が疑われる場合には、発注機関に対してその行為についても通知を行い、発注機関として点検を行った上で、必要があれば所要の措置を講じることを要請してきている。

、評価も可能である場合に、3条後段と8条1号のいずれを適用するかは公取委の裁量の範囲内であるとされている。石油価格カルテル刑事事件最高裁判決昭和59年2月24日刑集38巻4号1287頁。

15) 入札談合関与防止法に、公取委が「入札談合等の事件についての調査の結果」として談合等関与行為があると認めるときには改善措置をとるよう求めることができると規定するのは、受注者である事業者側の談合調査が先行することを想定したもののようである。林ほか・前掲注6・58頁参照。

(5) 刑 事 告 発

公取委は、独禁法に違反行為を行った事業者及びその役員・従業員並びに事業者と共謀し又は幫助することにより独禁法違反行為を行った者及びその役職員を、刑事告発する権限をもつ（独禁法74条1項）。12件のうち2件において、公取委は、発注機関の役員に対する刑事告発を行っている（緑資源機構、日本道路公団事件）。公取委が告発した全員について起訴が行われており、緑資源機構事件においては、元理事について懲役2年（執行猶予4年）、元課長について懲役1年6月（執行猶予2年）、日本道路公団事件においては、日本道路公団事件においては、元副総裁について懲役2年6月（執行猶予4年）、元理事について懲役2年（執行猶予3年）の刑を科す判決が下された。

5 発注機関における調査及び調査結果の公表

(1) 改善措置の前提となる調査

談合等関与防止法では、公取委から要求を受けた場合には、各省各庁の長等は必要な調査を行うこと（3条4項）、各省各庁の長等は調査が実効的に行われるよう必要な措置を講ずべきこと（6条1項）などを定めている（本稿2参照）。企業においては不祥事等が起こった時の効果的かつ公正な調査方法についての検討が進められているところ¹⁶⁾、官公庁における談合関与行為にかかる内部調査はいかに行われているか。

① 調査担当機関の構成及び権限

各省各庁の長等により調査委員会又は調査チームが組織され、この委員会又はチームによって改善措置の前提となる調査が行われた例が、12件中11件を占める。公用車事件では、調査委員会又は調査チームは組織されず、再発防止対策を検討する委員会が組織され、同委員会が事実関係の調査も行った。

調査委員会又は調査チームが組織された事件のうち4件では、再発防止対策を検討するための委員会が組織されており、調査委員会又は調査チームは、検討委員会の下部組織（サブグループ）として調査を行った（水門、緑資源機構、航空自衛隊、四国地整事件）。

調査委員会又は調査チームの委員長又はリーダーには、弁護士（札幌市、茨城県、新潟市事件）¹⁷⁾、行政監察官（水門、四国地整事件）、防衛施設庁長官（防衛施設庁事件）、

16) 日本弁護士連合会「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日、同12月17日改訂）など。

17) 入札談合関与防止法6条1項上の職員には、副市長（札幌市、青森市事件）と副知事（茨城県事件）が就いている。

防衛大臣政務官（航空自衛隊事件）、総務担当理事（緑資源機構事件）が就いている。水門事件では、総括監察官を長とする調査チームが編成されたが、調査の過程でなお一層の調査が必要であるとして弁護士5名（うち1名は元検察官）からなる「弁護士調査チーム」が編成された（調査報告書）。日本道路公団事件及び岩見沢市事件については、内部調査委員会の構成は不明である。

有識者委員が、多くの事例において調査委員会又はその上位に設置された検討対策委員会に加えられている¹⁸⁾。有識者には、弁護士が含まれることが多い¹⁹⁾。札幌市事件では専ら弁護士によって調査委員会が組織された。

談合関与行為の存否、損害賠償を行うべきか及び懲戒事由の有無にかかる調査並びに改善措置の立案・提言は、それぞれ別の機関が行うことも、同じ機関が行うこともできる。調査委員会等の権限ないし調査事項の範囲がどのようなものであったのかは、数例を除いて分からない。札幌市事件及び茨城県事件では、これら3つの事項について調査委員会に一括して調査権限が付与されたことが分かっている。4件においては、調査委員会が改善措置の検討も行っている（日本道路公団、緑資源機構、札幌市、茨城県事件）。

事件2件では、各省各庁の長が公表する文書とは別に、弁護士からなる調査委員会ないし調査チームが作成した調査報告書が公表された（札幌市、水門事件）。調査担当機関に対して、独立して調査結果を報告する権限を予め付与した例は、公表資料を見る限り、ないようである。

② 調査方法

〔概観〕 調査では、公取委から調査のために提供された文書の分析、談合関与行為を行ったことが疑われる者ほか発注担当者に対する聞取調査、及び違反行為が行われたとみられる期間における入札・契約状況の検討（なかでも落札率、応札・受注状況の検討）が行われることが通常である²⁰⁾。

この他に、入札談合を行った事業者に対する聞取調査、内部での意識調査（アンケート調査）、事業者に対する意識調査、発注過程で作成された文書（書証）の分

18) 調査委員会に加わった例として、新潟市、日本道路公団、札幌市、青森市、茨城県事件が、上部の検討対策委員会に加わった例として水門、緑資源機構、公用車、四国地整事件がある。

19) 新潟市、日本道路公団、水門、緑資源機構、札幌市、公用車、茨城県、四国地整事件。

20) 公用車事件及び防衛施設庁事件では、これら手法による調査が行われたかどうかは調査報告書上は不明である。

析、事業者における OB 在籍状況調査ほか再就職状況の調査が行われた例がある。また、刑事告発が行われた事件において検察側の主張及び検察官面前調書の検討が行われたことがある（緑資源機構事件）。

[公取委からの資料提供] 入札談合関与防止法では、発注機関は公取委に対して資料の提供等の協力を求めることができると規定している（3条5項²¹⁾）。公取委からは、公取委における供述調書を含む文書が提供されている模様である（水門事件・損害にかかる調査報告書、四国地整事件・調査報告書）。

[発注担当者に対する聞取調査] 発注担当者等に対する聞取調査については、過去に発注を担当した者（OBを含む。）に対する聞取調査が行われている（新潟市、日本道路公団、水門、緑資源機構、札幌市、茨城県、四国地整事件）。航空自衛隊事件では、事業者に在籍する OB に対して直接に協力を依頼し聞取調査を実施しようとしたところ、OBの一部は事業者の意向を踏まえて協力できないという回答を行ったため、この者らに対する聞取調査は行われなかった。

[発注機関における意識調査・書面調査] 発注機関における意識調査では、発注を担当する職員に対して広くアンケート方式で、談合等関与行為が違法になることを知っているか、談合は必要悪だと思うか、談合等関与行為が行われるのはなぜだと思うか、秘密情報を教示してほしいなどの働きかけを受けたことがあるか、働きかけに対していかに対応したか、再発防止策としては何が有効だと思うかなどが問われている（新潟市、水門、防衛施設庁、四国地整事件）。ユニークな例として、「入札談合等関与行為があった1者応札の場合で落札企業が倒産した場合には、関与職員が全額賠償しなければならない場合があることを知っているか」を質問した例がある（四国地整事件）。

意識調査というにとどまらず、談合関与行為やそれを惹起する可能性のある行為の探知を行った例もみられる。

たとえば、緑資源機構事件では、役職員全員を対象とし、回答内容は個人情報として厳正に管理すること及び回答結果によってさらに調査の上懲戒処分の対象となりうることを予め明示した上で、事業者等の受注配分等への関与の有無、本部又は上司の指示の有無等を問う書面調査が行われた。そして、何らかの関与を認めた現職とその上司24名についてさらに聞取等による調査が行われた。

日本道路公団事件では、公団業務の受注実績のある企業に再就職した発注機関

21) 損害賠償及び懲戒事由にかかる調査についても同様の規定がある（4条3項及び5条3項）。

(日本道路公団)OB 446名に対して、未公表情報及び予定価格の探り出しのために公団を訪問したことがあるかなどについて書面調査が行われた。この質問に対する有効回答数は375であり、あると答えた者が数名あったもののこの回答から新たに事実が確認されることはなかった。

新潟市事件では、「働きかけ」について、係長以上の全職員を対象として、OB から職場に訪問を受けて何か依頼を受けたことがあるか(「ある」と回答した者、558名中101名)、OB から職場外で何か依頼を受けたことがあるか(「ある」と回答した者、554名中10名)、市会議員(秘書等を含む)から担当業務について何か依頼を受けたことがあるか(「ある」と回答した者、545名中195名。依頼を受けた者のうち15名が「不当な要求があった」とした。)を問う書面調査が行われ、さらに、都市整備局、農林水産部、契約課、工事検査管理室及び教委施設課に所属する係長以上の全職員を対象として、職務に関して業者や第三者から便宜を図るよう働きかけを受けたと感じたことがあるかを問う書面調査が行われた。上記の質問に対して、「ある」と答えた者は184名中42名であり、同じ書面調査を通じて、働きかけてきた者の立場(複数回答可。業者及び業界団体29名、国会・県議会議員6名、市議会議員19名、前任者10名、上司・同僚・他の課の職員12名)、働きかけの内容(複数回答可。業者の見積額についてのアドバイス26名、設計価格等の教示・示唆9名、指名委員会提出案件説明資料等の秘密資料の交付2名、指名業者に指定されるような働きかけ7名、指名のランクに関する働きかけ4名)、働きかけを受けて便宜を図ったことがあるか(49名中20名が「ある」と回答)、回答者が与えた便宜の内容(複数回答可。身振りなどで設計価格等を業者に示唆12名、秘密資料交付2名、指名業者に指定し又はそうするよう働きかけ2名等)、便宜を図った理由(無視すると業務が円滑に進まなくなる恐れがあったため7名、前任者や上司から引継ぎや示唆を受けて又は慣行と考えたため6名、自分や家族が世話になっているため3名)が明らかにされた。

新潟市事件では、さらに、係長以上の全職員を対象に、「業者人事」「業界人事」²²⁾という言葉を知ったことがあるか(「ある」と回答した者、553名のうち73名)、具体的に行われた「業者人事」「業界人事」を知っているか(知っていると答えた者3名)、自分が「業者人事」「業界人事」を受けたことがあると思うか(あると思うと答えた者4名、わからないと答えた者91名)、「業者人事」「業界人事」という言葉を知ってから業者に対する対応を変えたか(業者とトラブルを起こ

22) 言葉の意味について、本稿3(6)参照。

さないようにしたと回答した者7名，変えたつもりはないが意識はしていたと回答した者19名）等について書面調査が行われた。

〔事業者に対する調査〕 事業者に対しては，入札談合を行った事業者ほか受注側事業者に対する聞取調査（日本道路公団，札幌市，公用車，航空自衛隊，茨城県事件），受注側事業者を広く対象とする書面調査（日本道路公団，水門，緑資源機構，茨城県，四国地整事件），受注側事業者に対する書面を通じたOB採用状況調査（新潟市，日本道路公団，水門，緑資源機構，航空自衛隊，四国地整事件）等が行われている。では，「発注機関から競争入札に関して働きかけを受けたことがあるか」，「自社ないし同業者が発注機関に働きかけを行ったことがあるか」（茨城県事件）などが，では，事業者に対するOB在籍状況の確認（新潟市，日本道路公団，水門，緑資源機構，航空自衛隊，四国地整事件），発注機関退職職員の採用理由・採用方法（日本道路公団，水門，緑資源機構事件）等の調査が行われている。なお，航空自衛隊事件では，事業者に対する聞取調査を行おうとしたが，事業者から対応困難との回答が得られたため，書面調査に替えたという経緯があった。

航空自衛隊事件では，受注側事業者が実施した社内調査結果の提供を事業者に求めた。

〔書証の検討・分析〕 調査委員会が，契約事業者一覧，落札率等，発注・契約状況の傾向をみることができる資料のみならず，発注過程で作成された文書が分析された例は多くないようである。かかる書証の分析は，防衛施設庁事件では行われた模様であり，航空自衛隊事件でも行われた可能性がある。

③ 調査の実効性・十分性

調査が実効的に行われたかどうか調査報告書の中で明らかにされることは少ない。札幌市事件では，調査報告書において，職員が死亡（自殺）していた上に職員からの十分な協力が得られなかったために調査が不十分なものとなったとの指摘がなされている。

（4）調査結果の公表

入札談合関与防止法により，各省各庁の長等には調査結果の公表が義務付けられている（3条6項）。

公表方法については，特段の定めがない。公表される文書の分量は，様々である。公取委の公表文書における談合関与行為の説明は文書ページ数にして実質的に1頁から2頁程度であり，これと比較すると発注機関が公表する調査報告書はかなり分量が大きいことが通常である。例外的に，岩見沢市事件では，関与の実態について書いた文書は2

頁にとどまり、内容的にも公取委の公表文書と比較して新しい情報を殆ど含まない。

(5) 調査結果、公表内容

各省各庁の長等は、談合関与行為が存在しなかったと判断することもできるが（３条４項）、現在までのところこのように判断した例はない。

各省各庁の長は、自らが行った調査の結果、公取委が談合関与行為を行ったと認めた者とは異なる者が談合関与行為を行ったとすることもできる²³⁾。しかし、多くの事件において、発注機関も、公取委が談合関与行為を行ったとした職員の全員が談合関与行為を行ったとしている。

札幌市事件では、公取委が部長・課長の談合関与行為に言及していたのに対して、調査報告書ではこれらに加えて局長の談合関与行為も認定するなど、公取委が認めたより多くの者が談合関与行為を行ったとみているような説明があるが、調査への協力が行われなかったことを理由として、誰がいかなる行為を行ったのかは具体的には明らかにされなかった。

公取委の談合関与行為にかかる報道発表及び事業者に対する排除措置命令は、どの職員が談合行為を行ったのかが分かるように書かれていることが多い（緑資源機構、札幌市、公用車、航空自衛隊、青森市、茨城県事件）。新潟市・水門・日本道路公団事件では、公取委は公表文書中では、職名を特定せずに所属だけを述べ又は発注担当職員とだけ述べていたが、その後発注機関が公表した調査報告書から、公取委は各省各庁の長等にあてた改善措置要求の中では職名も特定していたことが分かる。

(6) 公取委による意見

調査の結果は、公取委に対して通知され（３条６項）、公取委は、特に必要があると認めるときは、意見を述べることができる（同７項）。公表された情報による限り、公取委が調査について意見を述べたことはない。

6 改善措置

(1) 概観

12件全てにおいて、発注機関は、改善措置を講じている。改善措置の内容には、一般競争入札の拡大、指名入札制度における指名業者数の増加・地域要件の緩和、予定価格の公表とりやめ、電子入札制度の導入、総合評価方式の導入・拡充、内部通報制度・検

23) 公正取引委員会事務総局・前掲注２・59頁参照。

査体制の確立・拡充，再就職制限，事業者に対する退職者雇用の自粛要請，意識改革等がある。

公取委では，従来から公共調達において競争性を高めるための措置の導入状況について調査し提言をしてきた²⁴⁾。また，公共工事の入札及び契約適正化の促進に反する法律（以下「入札契約適正化法」という。）に基づいて，内閣等は，かねてから，公共調達における競争性を高めるための方策を，公正性及び品質確保などをはかるための諸方策と一体として，提言し導入を進めてきた（閣議決定「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」平成23年8月9日等）。また，なかでも，国土交通省，総務省及び財務省は，入札契約適正化法に基づいて，国19機関，特殊法人及び地方公共団体を対象として毎年，一般競争入札・総合評価方式の導入状況，最低制限価格・予定価格の公表時期など，入札制度改革の状況について調査し結果を公表しており（「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」（平成24年6月25日など）），これにより，公共入札の競争性を高める措置の採用状況を知ることができる。

発注機関が入札談合関与防止法に基づいて改善措置を取る際には，これら方策の主要なものを総合的にとりいれることが多い。

談合関与行為の内容及び背景に応じた特徴的な改善措置が採用された例として，以下の事例をあげることができる。

（2）人事制度の見直し

防衛施設庁事件では，再就職先確保及び再就職先でのOBの配慮を目的としてOB在籍状況に配慮した受注予定者の割振りが行われていたことを考慮して，改善措置として，勧奨退職年齢を引き上げることにし（平均56.5歳を58.5歳に引き上げ），試験区分に基づき，建設という職域に限定し最終的には技術審議官という人事管理がなされていたために上位の役職が限られていたところ，改善措置として，とくにI種技官については採用試験区分等による人事管理を改めて人事管理を行うとともに，勤務実績に応じた昇任管理を徹底し海外留学の機会を付与するといったI種技官の業務に対するインセンティブを高めるための人事管理を行うことを検討することにした。また，調査の過程で，関係団体（財団法人防衛施設協会）が，再就職先規制を回避するための一時的

24) 公正取引委員会「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書：発注機関におけるコンプライアンス活動」平成23年9月28日，山田昭典「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会報告書」公正取引692号42頁参照（2008）。

な待機場所となっていることなどが判明したことから（調査報告書）、改善措置として、この団体に対して自主解散を要請することとした（対策に係る報告書）。

航空自衛隊事件²⁵⁾では、再就職支援組織を調達組織から分離し、補給本部の再就職支援は廃止して航空幕僚監部・各地方総監部等で一元的に行うこととするとともに、予算の計画外執行を行わないこと、調達事務（仕様書の作成を含む）をアウトソーシング化すること、調達等関係職員の長期補職を解消することを取り決めた。

（3）働きかけ対策

四国地整事件では、事業者からの働きかけに応じて秘密情報の提供による談合関与行為が行われたことが明らかとなり、改善措置として、事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然として対応することを取り決めるとともに直属の上司及び組織管理責任者（局長）に報告する体制を整備することとした。

新潟市事件では、調査の過程で市議員、事業者からの働きかけが広範に行われていたことが明らかとなり、改善措置として、業者、政治家、市職員 OB などから職員に対する働きかけは、すべて文書化して報告することを義務付けるとともに、契約課・工事発注課への業者の出入はカウンター又は相談コーナーに限定し、事業者による営業活動を禁止することとした。

（4）権限分散

青森市事件では、関与行為を行った者は、自治体経営監及び一般職（自治体経営局長）を兼任していた。調査報告書では、このような不自然な役職が創設されたことと、この者を長とする自治体経営局への権限集中（人事、財政、業者指名を一手に掌握）が、談合の主要な要因であったとされ、改善措置として、特定の組織や役職に権力が集中することなく、組織内相互間で牽制・是正力が作用する組織体制の構築を目指していくこととした。さらに、外部からや市の内部の特別職・一般職職員から、いわゆる口利きなどの働きかけを受けた場合には、働きかけを記録し公開することにより情報を共有する制度を導入することとした。

（5）総合評価制度の運用の見直し

四国地整事件では、総合評価制度の下で技術評価等の評価の点数（評価点）にかかる情報の漏えいが行われ、この情報を基にして技術評価後に行われる入札における入札価

25) 本件事件における談合関与行為の内容・背景について、本稿 2(4) 参照。

格を調整することにより落札予定者が落札できるようにしていたところ、改善措置として、入札書と技術提案書を同時に提出させることとし、さらに技術提案書において業者名をマスキングすることを検討することとした。

(6) 教育・研修、意識改革

研修の実施は、全ての事件において、改善措置として採用されている。

新潟市事件では、談合防止等に関する国の政策、方針、法令等及び県の対応等の情報が契約課だけに止めおかれ、発注課に伝達周知されたことがなかったために、入札改革、談合対策が殆ど実施されたことがなかったことが談合関与行為の一因であったとされ、改善措置として、法制部門を充実させ、重要な法律等についての情報は担当課のみならず法制部門の検討に付して、法令情報の速やかな伝達と必要な措置が行われる制度を構築していくこととした。

研修・教育として行われる各種プログラムのほかに、談合関与行為の存在が明らかになってから行われる調査及び調査結果の公表も、入札談合等関与防止法についての意識を高める効果をもっている可能性がある。

たとえば、四国地整事件では、受注側企業の中心的存在であったミタニ建設が、業界の厳しい状況を理由として談合への関与（秘密情報の提供）を促し、職員の一部も業界のためを思って談合関与行為を行ったと述べた。事業者アンケート（回答数168社）でも、52社が談合の動機又は動機として推測されるものには地域事業者の存続及地域経済の安定があると回答していた。しかしながら、調査の結果、談合期間中にミタニ建設を含む中心的事業者（世話役）3社の受注割合が2倍から5倍に増加し、これら3社が全発注額の5割を受注したことがあったことが明らかとなった（調査報告書）。このような事実が明らかにされることは、入札談合のもつ影響についての認識を改めさせ、入札談合及び談合関与行為を行う動機を弱める効果をもつ可能性がある。

(7) 品質確保等

水門事件では、元職員が談合に関与した背景の一つとして、品質確保が挙げられていた。そして、改善措置として、総合評価方式を採用して価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換の促進、財務能力に欠ける業者等不良適格業者の排除のための入札ボンド制度の試行、品質確保のため工事の監督・検査の強化を行うこととした。

(8) 地域経済活性化，地元業者保護について

公共調達には，低廉な価格で工事・物品を調達するという目的のほかにも，様々な機能・役割を果たすことが要請されることが通常である。価格競争の促進とこれらの要請，なかでも地域経済活性化及び長期的な技術水準の保護とは，緊張関係に立つことも多い。このような緊張関係があることは，改善措置の設計を難しくすることがある。

新潟市事件では，調査報告書において，入札参加者名が知られていたことが談合の一因であったと指摘されたが，改善措置にかかる新潟市報告書では，一般競争入札制度を拡大することとし，指名競争入札についても地域要件を見直すこととしつつも，地域経済の発展・活性化は雇用拡大，地方財政発展及び税收確保にとって不可欠であるとし，「市内業者に仕事をしてもらうことは，地域経済の発展に最も有効なもの」であるとともに，施設の維持，補修などの観点からも必要と考えられるとして，市内企業等の優先策を引き続いて実施する（ただし，入札の透明性，競争性の確保を前提とする。）とした。また，地元経済を活性化させるための方策として，災害（除雪）などに協力する業者に対して優遇措置を講じることも必要な措置であるとした。なお，この事件では，新潟市としての再発防止策の策定前に新潟市に対して提出された報告書及び提言において，調査委員会は市内企業を中心とする制限付一般競争入札制度を採用すべきだと提言していたのに対して，新潟市入札監視委員会では入札参加業者を地域外業者へ拡大することを提言するなど，委員会の間で見解が分かれていた。

公用車事件では，非常勤職員に対する公正な待遇と競争性確保との間に緊張関係があった。北海道開発局では，かつて直営事業の実施のために非常勤職員を反復雇用していた。昭和54年度からは非常勤職員の新規雇用を行わないこととしたが，それまで長期反復雇用していた非常勤職員については反復雇用を継続した。昭和59年度から，非常勤職員の行っている業務の一部について委託化がすすめられ，昭和61年度からは，財団法人北海道開発協会に対する車両管理業務の委託と，この業務の一部について北協連絡車管理株式会社に対する業務再委託が行われるようになった。これと並行して，昭和61年度から，開発局では，長期反復雇用していた自動車運転手である非常勤職員を北協連絡車に就職斡旋した。就職斡旋に当たっては，開発局と同職員団体との間で就職斡旋の条件についての合意がなされ，この合意によれば，開発局に勤務していれば得られたであろう賃金の支給，開発局で勤務していた箇所での勤務，60歳までの雇用の確保が斡旋の条件であった。昭和61年度から平成17年度までに，開発局は，503名の非常勤職員を北協連絡車に就職斡旋した。開発局の職員団体と開発局の間では，昭和58年度ごろから非常勤の再雇用問題が大きな争点となっており，開発局の職員団体と北協連絡車

の労働組合とはこの問題をめぐって連携関係にあった。その後も継続して職員団体は、開発局に対して幹旋条件を維持するよう要請し、これに対して開発局は、平成14年頃に至るまで、北協連絡車に対して被幹旋者の勤務条件について開発局非常勤職員に準じた扱いがなされるよう申入れを行うと回答してきていた。この中で、談合関与行為が行われた。談合関与行為の存在が明らかになると、国土交通省による調査及び改善措置策定が行われ、この結果、国土交通省は、労務管理上の課題への対処を優先したことが談合関与行為であったとし、改善措置として、今後、被幹旋者の幹旋条件に関する一切の申入れ等を北協連絡車に対して行わない旨を北協連絡車及び開発局の職員団体に対して通知することとした。

(9) 公取委の意見

改善措置の内容は、公取委に対して通知される（入札談合関与防止法3条6項）。公取委は、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長に対して意見を述べるができる（同7項）。公表された情報による限り、公取委が調査について意見を述べたことはない。

7 損害賠償請求

(1) 談合関与行為を行った職員に対する損害賠償請求

入札談合関与防止法違反行為があったとして公取委による改善措置要求が行われた10件のうち、職員に対して損害賠償請求を行ったことが分かっている事件は6件である（新潟市、日本道路公団、水門、航空自衛隊、青森市、茨城県事件）。いずれにおいても、独禁法違反行為を行った事業者との連帯債務として損害賠償請求が行われた。

札幌市事件では、職員が関与行為が違法であることを認識していなかったこと及び事業者により損害賠償が既に行われたことを理由として、損害賠償請求を行わないことを決定した。公用車事件では、故意又は重過失がなかったとして、損害賠償請求が行われなかった。

青森市事件及び茨城県事件では、談合関与行為を行ったと各省各庁の長が認めた職員のすべてに対して損害賠償請求が行われた。これに対して、航空自衛隊事件及び日本道路公団事件では、一部職員については、談合開始時の意思決定に関与せず上司の指示により談合関与行為を行い又は意思決定を行う立場になかったことを理由とし、既に懲戒処分を受けていることも考慮して、損害賠償請求を行わなかった。

(2) 他の職員及び首長に対する損害賠償請求

青森市事件では、入札談合関与防止法に該当する関与行為は行っていないが、市長として関与行為（指名業者のグループ分けによる幫助行為）を認識し容認していた市長及び指名業者選定過程に参画し形式的審査のみを行っていた副市長並びに談合を放置した総務部長も、入札契約適正化法3条2号（入札参加者間の公正な競争を促進すること）及び同3号（談合その他の不正行為の排除を徹底すること）に抵触する職務違反行為があったとされた。そして、市は、これらの者も、市に対する不法行為を行ったとして、関与行為を行った者及び談合を行った事業者と連帯して損害を賠償すべきであるとして損害賠償請求を行った。

(3) 退職後に入札談合幫助行為を行った者に対する損害賠償請求

入札談合関与防止法は、職員の関与行為とこれを理由とする損害賠償請求についての規定しており、退職後に入札談合を行わせ又はこれを幫助した者に対する損害賠償請求については規定がない。しかし、発注機関が民法709条に基づいて損害賠償請求することは可能である。

水門事件及び日本道路公団事件では、退職後に入札談合幫助行為を行った者に対して損害賠償請求が行われた。

(4) 支払状況、提訴

入札談合関与防止法では、職員に対して行った損害賠償請求に対して支払いが行われたかどうかを発注機関が公表することについては規定していない。発注機関の側でも、例えば、この種の情報を自発的かつ定期的に公表することなどは行っていない。支払い状況は、市議会における議論や報道機関の報道活動等により明らかになることがある。

青森市事件では、市が職員に対して損害賠償請求を行ったが、職員は支払いを行わなかった。そこで市長が、職員を提訴することを青森市議会に提案した。青森市議会では意見が分かれたが、公取委のことをうのみにして関与行為があるとして提訴したなどという批判があり、反対が多数となり、提訴が見送られた（青森市議会会議録平成24年第4回例会議事録）。

自衛隊・什器類の官製談合については、会計検査院が会計検査院法第30条の2の規定に基づいて調査を行った²⁶⁾。この結果出された報告中では、損害の確定がなされてい

26) 会計検査院「航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について」(平成23年9月)。

ないことなどから損害の回復がなされていないことを指摘し、損害賠償請求等を適切に行うことにより速やかな損害の回復に努めるべきであるとの所見を示した。

8 懲戒処分等

(1) 懲戒処分

入札談合関与防止法では、懲戒処分事由があるかどうかの調査の実施及び調査結果の公表を義務付けている（５条１項）。他方で同法では、処分を行う義務は定めていない。

入札談合関与防止法違反行為があったとして公取委による改善措置要求が行われ、懲戒処分事由の存否についての調査結果が公表された９件のすべてにおいて、談合関与行為を行った者に対する懲戒処分が行われている²⁷⁾。

数例では、談合関与行為を行ったと認定された職員に加えて、職員を管理監督する立場にある者及び自治体の長に対しても、懲戒処分が行われている（岩見沢市事件（市長、助役、関与職員の所属部署の管理監督者ら）、新潟市事件（市長、助役、関与職員の所属部署の管理監督者ら）、日本道路公団事件（支社長・副支社長等）、水門事件（事務次官）、茨城県事件（知事・副知事）、航空自衛隊事件（航空幕僚長、補給本部長）[指揮監督義務違反]）。

茨城県事件では、調査の過程で、談合関与行為を行ったとは認められなかったものの入札契約適正化法３条２号及び同３号に抵触し職務に違反する行為を行ったことが明らかとなった者に対しても、懲戒処分が行われた。

(2) 懲戒処分の内容

免職処分の例はない。停職処分が行われた例として、日本道路公団事件（３月など）、航空自衛隊事件（３０日）、茨城県事件（１月）がある。これ以外は、減給以下の処分に留まっている。

(3) 退職した元職員に対する対応

懲戒処分は、その性質上、退職した職員に対しては課することができないが、発注機関が談合関与行為を行った退職者に対して懲戒処分に相当する要請を行うことがある。

公用車事件では、退職した職員に対して、退職していなければ課されだるう懲戒処分（減給処分）の内容を明らかにし、その分の給与の自主返納を要請した。航空自衛隊

27) ただし、公用車事件については、談合関与行為を行った者すべてに対して懲戒処分を行ったかどうか公表文書からは明らかでない。

事件では、退職手当又は給与の自主返納を要請した。

9 おわりに

入札談合関与防止法の制定により、発注機関の職員による入札談合への関与の状況が詳しく知られるようになった。今後、適用例が増えるにつれて、いかなる状況下で談合関与行為が行われるかなどについての知見が蓄積され、事件解明と予防に役立っていくことが期待される。

本法の射程が十分であるかどうかには検討の余地がある。なかでも、隠蔽・証拠隠滅行為については何らかの規定をおくべきではないだろうか。

発注機関による調査・公表については、とくに発注機関における調査体制の見直し、なかでも調査委員会の調査及び結果公表上の独立性確保、調査を受ける職員らの権利にも配慮した公正で効果的な内部調査手法の確立及び OB・事業者からの調査への協力確保を進める必要がある。

改善措置については、発注機関がおかれている具体的な状況に対応し、価格競争を促進するという以外の公的諸課題にも対応する措置の在り方を検討すること、さらになかでも職員の再就職については、退職者の就労機会及び退職者が有する専門能力の効率的な活用を妨げず談合関与行為の助長もしない人事制度のあり方を考えることが課題であると考えられる。こうした方向で改善措置を設計することは、職員による談合関与行為を行う内発的動機を低くするためにも有効であると考えられる。

損害賠償請求については、十分に行われているかどうかの検証が難しい。会計監査院や市民オンブズマンなどが発注機関による損害回復を行っているかどうかについてチェック機能を果たす必要があることは確かであるように思われる。そして、このためにも、現在は法定されていない損害賠償の請求・支払状況について、発注機関による公表を義務付けることを検討すべきであると考えられる。

事例及び資料

1. 事例一覧

（順に、事件名、各省各庁等、公取委からの要求又は通知が行われた日、発注役務・物品の種別及び入札談合関与防止法 2 条 5 項上の関与行為類型）

岩見沢市事件，岩見沢市，平成15年 1 月30日，一般土木・造園工事・建築工事・管工事・ほ装工事・電気工事，1 号・2 号・3 号。

新潟市事件，新潟市，平成16年 7 月28日，下水道管きょ推進工事・下水管きょ掘

公務員の談合関与行為とその規制（和久井）

削工事・建築一式工事，3号。

日本道路公団事件，日本道路公団，平成17年9月29日，鋼橋上部工工事，1号・3号。

水門事件，国土交通省，平成19年3月8日，地方整備局発注特定ダム用水門設備工事，2号。

防衛施設庁事件，防衛施設庁，平成19年6月22日，土木・建築工事，1号・2号・4号。

緑資源機構事件，独立行政法人緑資源機構，平成19年12月27日，調査測量設計業務，1号・2号。

札幌市事件，札幌市，平成20年10月29日，電気設備工事，1号・2号。

公用車事件，国土交通省，平成21年6月23日，車両管理業務，3号。

航空自衛隊事件，防衛省航空自衛隊，平成22年3月30日，什器類，1号・2号・4号。

青森市事件，青森市，平成22年4月22日，土木一式工事，4号。

茨城県事件，茨城県，平成23年8月4日，土木一式工事，1号・2号／舗装工事，4号。

四国地整事件，国土交通省，平成24年10月17日，土木工事，3号。

2. 排除措置命令，判決等

岩見沢市事件 及川産業ほか44社（一般土木工事）勧告審決平成15年3月11日，道央興産ほか16社（管工事）勧告審決平成15年3月11日，千葉電気工事ほか16名（電気工事）勧告審決平成15年3月11日，北立舗道ほか15社（ほ装工事）勧告審決平成15年3月11日，カツイほか41名（建築工事）勧告審決平成15年3月11日。

新潟市事件 吉田建設（下水道推進工事）審判審決平成21年5月29日，木下内組ほか18社（下水道開削工事）勧告審決平成16年9月17日，マルト渡部工務店ほか10名（建築一式工事）勧告審決平成16年9月17日，新潟市談合刑事事件新潟地方裁判所判決平成17年6月29日，同東京高裁判決平成17年12月22日。

日本道路公団事件 三菱重工業株式会社ほか1名審判審決平成21年9月16日，JFE エンジニアリングほか39社勧告審決平成17年11月18日，日本道路公団談合刑事事件（宮地鐵工所等）東京高裁判決平成19年9月21日審決集53巻773頁，日本道路公団談合刑事事件（公団理事）東京高裁判決平成19年12月7日審決集54巻809頁。

水門事件 栗本鐵工所ほか14社（河川用水門）排除措置命令平成19年3月8日，石川島播磨重工業ほか9社（ダム用水門）排除措置命令平成19年3月8日。

防衛施設庁事件 五洋建設ほか55社・排除措置命令平成19年6月20日。

緑資源機構事件 日本森林技術協会ほか18社（林道調査測量設計業務）排除措置命令平成19年12月25日，緑資源機構談合刑事事件（機構理事ほか）東京地裁判決平

研究ノート

成19年11月1日審決集54巻799頁。

札幌市事件 三菱電機ほか7社・排除措置命令平成20年10月29日。

公用車事件 国土交通省北海道開発局車両管理業務談合事件排除措置命令平成21年6月23日。

航空自衛隊事件 防衛省航空自衛隊什器類談合事件排除措置命令平成22年3月30日。

青森市事件 青森市談合事件排除措置命令平成22年4月22日。

茨城県事件 茨城県境土地改良事務所（土木一式工事）談合事件排除措置命令平成23年8月4日，茨城県境工事事務所（舗装工事）談合事件排除措置命令平成23年8月4日。

四国地整事件 土佐国道事務所（一般土木工事）談合事件排除措置命令平成24年10月17日，河川国道事務所（一般土木工事）談合事件排除措置命令平成24年10月17日。

3. 調査報告書

岩見沢市長「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する改善措置について」平成15年6月11日〔公取委宛通知〕

新潟市入札談合等関与行為調査委員会「報告書」平成16年12月29日，新潟市「入札談合等関与行為の再発防止策について」平成17年4月（公取委に報告），新潟市入札監視委員会「新潟市の入札・契約制度改革への提言」平成16年12月28日。

〔日本道路公団事件〕東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社「入札談合等に関する調査報告書」平成18年2月16日，同3社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構「日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事の損害賠償請求について」平成20年7月29日。

〔水門事件〕国土交通省「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」平成19年6月18日，国土交通省「入札談合等関与行為による損害等に関する調査結果について」平成22年1月29日，会計検査院「平成18年度決算検査報告」。

防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」平成18年6月15日，防衛庁・防衛施設庁「防衛施設庁入札談合等事案に係る懲戒処分等について」平成18年6月15日，防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会・報告書・平成18年6月16日。

独立行政法人緑資源機構「入札談合再発防止対策に関する調査報告書」平成19年12月25日。

札幌市入札談合等関与行為調査委員会「札幌市下水道工事における入札談合等関与行為に関する調査報告書」平成21年3月18日，札幌市「下水処理施設の電気設備工事に係る入札談合等関与行為に関する調査の結果及び改善措置の内容について」

平成21年7月1日。

〔公用車事件〕 国土交通省「車両管理業務談合事案に関する調査報告書」平成22年2月18日，同「車両管理業務談合事案における入札談合等関与行為による国の損害等に関する調査結果について」平成24年4月13日。

〔航空自衛隊事件〕 防衛省「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」平成22年12月14日，同「〔同〕入札談合等関与行為による損害等に関する調査結果について」平成24年12月13日，同「〔同〕談合事案等の懲戒処分等について」平成24年12月14日，同「談合事案の損害賠償請求等について」平成25年1月25日。

青森市「入札談合等関与行為に関する調査報告書」平成22年12月17日。

茨城県入札談合等関与行為調査委員会「入札談合等関与行為に関する調査報告書」平成24年2月9日。

〔四国地整事件〕 国土交通省「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」平成25年3月14日。

本研究は JSPS 科研費 23530063 の助成を受けたものである。本論文脱稿後に「特集・「官製談合防止法施行10周年」と入札談合防止の取組」公正取引758号（2013）に接した。